

平成28年第5回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成28年9月15日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	東口正美君	副委員長	和地仁美君
委員	上林真佐恵君	委員	二宮由子君
委員	中村庄一郎君	委員	荒幡伸一君
委員	中野志乃夫君		

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情
- (2) 28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情
- (3) 28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

午後 1時43分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成28年第5回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（東口正美君） 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、本件を議題に供します。

前回の審査に引き続き、自由討議を行います。

○委員（和地仁美君） こちらの陳情につきましては、継続審査で今まで皆さん意見もいただいた中で、今も自由討議、意見ないようですので、この際動議を提出させていただきたいと思います。

本件につきましては、自由討議、今ないようでしたので、このまま終了し、討論を省略し、1、受動喫煙の防止に関する法的整備についての国と都の動向を把握し、当市においても迅速に対応するよう求める。2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査・研究を進め、可能などころから取り組んでほしいという、2つの意見を付して、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○委員長（東口正美君） ただいま和地委員から自由討議を終了し、討論を省略し、2つの意見を付し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、本件を、1、受動喫煙の防止に関する法的整備についての国と都の動向を把握し、当市においても迅速に対応を求める、2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査・研究を進め、可能などころから取り組んでほしいとの2つの意見を付し、趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、本件を意見つき趣旨採択と決します。

○委員長（東口正美君） 次に、28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情

○委員長（東口正美君） この陳情2件につきましては、本日、説明員の出席を求めておりません。

よって、質疑を終了し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） これまでも当委員会ですべての意見を述べていただいているんですけども、受動喫煙に対しましては、健康に深刻な被害を与えているということで、世界的にも受動喫煙を防止しようということで重要な課題になっていると思いますので、進め方については当市に合ったやり方でももちろん進めるといふことと、ただスピード感を持って進めてほしいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございませんか。

○委員（和地仁美君） ほかに自由討議で御意見述べたい方もいらっしゃらないようですので、この際、動議を提出したいと思います。

こちらの陳情2件につきましては、このまま自由討議を終了し、討論を省略し、先ほどの陳情に付しました意見と同様に、1、受動喫煙の防止に関する法的整備についての国と都の動向を把握し、当市においても迅速に対応するよう求める、2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査・研究を進め、可能なところから取り組んでほしいという2つの意見をつけて、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○委員長（東口正美君） ただいま和地委員から、自由討議を終了、討論を省略し、2つの意見を付し趣旨採択とし、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

28第40号陳情 東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、本件を、1、受動喫煙の防止に関する法的整備についての国と都の動向を把握し、当市においても迅速に対応するよう求める、2、喫煙並びに受動喫煙に対する健康被害についての啓蒙活動強化並びに当市の実情に合った対応の調査・研究を進め、可能なところから取り組んでほしいとの2つの意見を付し、趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、よって本件を意見つき趣旨採択と決します。

28第41号陳情 東京都東大和市における、バランスのとれた受動喫煙防止対策を求める陳情、本件は先ほどの意見つき趣旨採択と決しました28第40号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし意見つき趣旨採択と決します。

○委員長（東口正美君） これをもって、平成28年第5回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 1時52分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美